

令和元年度決算を基に算定した数値は下記のとおりです。
いずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下となりました。

(単位:%)

	松伏町の数値	早期健全化基準 (松伏町の場合)	財政再生基準
(1)実質赤字比率	—	14.55	20.0
(2)連結実質赤字比率	—	19.55	30.0
(3)実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
(4)将来負担比率	21.8	350.0	—

※実質赤字額及び連結実質赤字額は発生していないため、数値は算定されません。
※健全化判断比率(1)から(4)のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、自主的に財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を策定する必要があります。
※健全化判断比率(1)から(3)のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、国の関与を受けながら財政の再生を図るため、「財政再生計画」を策定する必要があります。